二の一部、二三四の三、二三四の五の一部、二三五の一、二三五の六の一部、二三五の七、二四三の二の一部、二四五の一部、二五三の二の一部、上矢部一丁目五二七の一、五二七の四の一部、五二七の五の一部、五二八の三の一部、五二八の四の一部、五二九の一の一部、五二九の四、五二九の五、五二九の一〇の一部、五二九の一二の一部、宮下本町一丁目二九〇三の三の一部、二九〇三の四、二九〇三の五、二九〇三の九、二九〇三の一三の一部、二九〇三の一五、二九〇三の一六の一部、二九〇三の一七の一部、二九〇七の二の一部、二九〇八の二の一部、二九〇九の一部、二九一〇の一部、二九一一、二九一二の七の一部、二九一四の三の一部、二九一五、二九一八の一部、二九二四の一部、二九二五の四の一部、二九二六の三の一部、二九二七の三の一部、二九二七の四の一部、二九二八の三の一部、二九二九の二の一部、二九二九の三の一部、二九二九の九、二九三〇の二の一部、二九三〇の三、二九三一の二の一部、二九三三の二の一部、二九三四の二の一部、二九三五の一、二九三五の二の一部、二九七六の一の一部、二九七七の一の一部、二九七八の二の一部、二九七九の二、二九七九の三の一部、二九八〇の二の一部、三二六七の一から三二六七の八まで、三二七三の四の一部、三二七六の二の一部、三二七七の二の一部、三二七八、三二七九の四から三二七九の六までの各一部、三二八〇、三二八一の一、三二八一の二の一部、宮下本町二丁目二九〇三の二の一部、二九〇五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに中央区淵野辺本町一丁目七四、九六の三、九七の四、二三五の四、二三六の一から二三六の三まで、二四三の二、二四五、宮下本町一丁目二九一七の五、二九一八、二九三一の二、二九三二の二、三二七三の四、三二七五の二、三二七六の二、三二七七の二の地先の水路である国有地の一部

東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市小山町字二号一八六の三の一部、一八八の二の一部、字六号六七九の一、六七九の二、六七九の三の一部、六七九の四、六七九の五、六八〇の一部、六八一の一の一部、六八一の二、六八一の三の一部、七三九の四の一部、字七号七五九の一部、八〇一の五の一部、八〇四の五の一部、字八号九三六の五の一部、九三七の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の一部並びに矢部町字二十四号二五八六の二、二六二〇の二、二六三〇の二、字二十五号二六三一の二、小山町字六号六六七、六六八の三、六六八の五、七三一の三、七三二の三、七三三の三、七三三の五、七三七の三、七三七の五、七三八の四、七三九の一、七三九の四、字七号八〇〇の二から八〇〇の五まで、八〇一の二、八〇一の七、八〇四の五、八〇四の六、字八号九七六の四、九七六の六、九七七の二、九七八、九七九の四の地先の水路である国有地の一部

登録番号　氏　名　抹消年月日　抹消事由

二九三　稲守　将　二五、七、九　本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号　氏　名　抹消年月日　抹消事由

二九三　稲守　将　二五、七、九　本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号　氏　名　抹消年月日　抹消事由

二九四　黒澤　尚生　二五、七、五　本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号　氏　名　抹消年月日　抹消事由

二九四　佐伯　陽一　二五、七、五　本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年七月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号　氏　名　抹消年月日　抹消事由

二九四　黒澤　尚生　二五、七、五　本人からの申請

○農林水産省告示第二千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県越前市文室町一四四字萱村一から一〇まで、一一の一、一一の二、一二、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一五の二、一六から二一まで、一四五字中ノ原一から六まで、八から一一まで、一四六字滝谷一から一〇まで、一一の一、一一の二、一二、一三、一四の一、一四の二、一四七字大坂瀬一、二、四から一二まで、一四八字小坂瀬一の一、一の二、二から九まで、一二から一八まで、一四九字小持越一から二六まで、一五二字柳谷一から九まで、一一から二九まで、一五〇字大持越一から二〇まで、二一の一、二一の二、一五一字西の谷一から二二まで、瓜生野町四〇字半ヶ久保五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、五一字落し谷四の一、四の二、五の一、五の二、六の二、六の三、七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、五五字安友谷一、二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一、八の二、春日野町一一九字赤萩谷山二の一、三、六、七、森久町四四字安トマ一、広瀬町一八五字貝田ヶ瀬一一から一三まで、一四の一、一四の二、一五から一九まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県越前市春日野町一一八字小滝一三、一六、一八、一一九字赤萩谷山五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町石垣字冥荷谷一四〇一、字岩屋一四〇二の一、字耳納一四〇九の一、田主丸町益生田字大平二三〇、田主丸町森部字水船谷一二三四の一から一二三四の三まで、一三一六、字笹ヶ谷一二九六の一、一二九六の二、一二九九の二、一三〇三の三、字京ノ尾一三一一の六、字桂尾一三一一二、一三一三、字下寺床一三一四の四、字**葺**谷一三一七、字エグ水一三一八の三、一三一九の二、字平原一三二〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年二月八日農林水産省告示第百五十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県久留米市田主丸町石垣字冥荷谷一四〇一、字岩屋一四〇二の一、字耳納一四〇九の一、田主丸町益生田字大平二三〇、田主丸町森部字水船谷一二三四の一から一二三四の三まで、一三一六、字笹ヶ谷一二九六の一、一二九六の二、一二九九の二、一三〇三の三、字京ノ尾一三一一の六、字桂尾一三一一二、一三一三、字下寺床一三一四の四、字**葺**谷一三一七、字エグ水一三一八の三、一三一九の二、字平原一三二〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）